

既存添加物の消除について

平成 29 年 11 月 30 日

1. 概要

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号）により、新たに「食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律」（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定が追加され、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物並びにこれを含む製剤及び食品について「消除予定添加物名簿（当該添加物の名称を記載した表）」を作成の上公示し、必要な手続きを経て既存添加物名簿（以下「名簿」という。）から消除することができることとされている。

これまでに既存添加物 489 品目のうち 124 品目（平成 16 年の第一次消除で 38 品目、平成 19 年の第二次消除で 32 品目及び平成 23 年の第三次消除で 53 品目¹並びに平成 16 年に安全性の問題で消除されたアカネ色素）が名簿から消除されており、現在収載されている既存添加物は 365 品目となっている。（別添 1）

今般、第四次消除を実施すべく、その対象候補品目の選定を行った。

2. 消除対象候補品目の選定にあたっての基本方針

- ・流通実態調査²で添加物としての流通実態が確認できないもの
- ・食品添加物の規格基準で成分規格が設定されていないもの

3. 消除予定添加物名簿（案）

別添 2 のとおり

4. 今後の作業

- ・地方自治体を通して、前項の消除予定添加物名簿（案）に掲げる既存添加物の販売等の流通実態調査を実施する。
- ・上記調査の結果、改めて流通実態が確認できなかった品目について、別添 3 のスケジュール（附則第 2 条の 3 で規定された手続き）に従って消除作業を進めることとする。

¹ 平成 23 年は、名簿から 55 品目が消除されているが、そのうち 2 品目は基原の一部を消除しており、名簿上は 53 品目が消除された。

² 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）「食品添加物の安全性確保のための研究」

これまでの既存添加物の消除について

(概要)

既存添加物名簿に記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるとき（食品衛生法附則第2条の2第1項）又はその販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるとき（第2条の3第1項に該当する）、厚生労働大臣は、手続きに従い、当該添加物を既存添加物名簿から消除することができる。

これまでに既存添加物 489 品目（平成 8 年当時）のうち 124 品目（平成 16 年の第一次消除で 38 品目、平成 19 年の第二次消除で 32 品目、平成 23 年の第三次消除で 53 品目及び平成 16 年に安全性の問題で消除された 1 品目（アカネ色素））が名簿から消除されており、現在収載されている既存添加物は 365 品目となっている。

(第一次消除)

平成 16 年の第一次消除では、既存添加物名簿に記載される 489 品目のうち、厚生労働科学研究による流通実態調査で流通実態が確認できなかった 74 品目を対象に、都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた 38 品目を消除した。

(第二次消除)

平成 19 年の第二次消除では、第一次消除において実施された都道府県等への調査を精査したところ、誤認等の理由により、販売等の流通実態が確認できない等の事情が認められた 47 品目を対象に都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた 32 品目を消除した。

(第三次消除)

平成 23 年の第三次消除では、

- ・ 流通実態調査で流通実態が確認できず、かつ、海外規格（JECFA、EU 及び米国）の存在が確認できなかったもの

又は

- ・ 添加物としての目的での使用実態が確認できなかったもの（e.g いわゆる健康食品素材）

の基本方針を満たす 125 品目を対象に都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた 53 品目¹の既存添加物を消除した。

¹ 平成 23 年 5 月 6 日に既存添加物名簿から 55 品目が消除されているが、そのうち 2 品目は基原の一部を消除しており、既存添加物名簿上は 53 品目が消除された。

既存添加物名簿番号	名称	対象※
1	アウレオバシジウム培養液	
2	アガラーゼ	
3	アクチニジン	
4	アグロバクテリウムスクシノグリカン	
7	L-アスパラギン	
9	アスペルギルスステレウス糖たん白質	
10	α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ	
13	アマシードガム	
17	L-アラニン	L-アラニン液
19	アラビノガラクトン	
20	L-アラビノース	
24	アルミニウム	
25	アントシアナーゼ	
27	イソアルファー苦味酸	
28	イソマルトデキストラナーゼ	
29	イタコン酸	
30	イナワラ灰抽出物	
31	イヌリナーゼ	
34	ウェランガム	
36	ウルシロウ	
39	エステラーゼ	
40	エレミ樹脂	
41	塩水湖水低塩化ナトリウム液	
42	オゾケライト	
43	オゾン	
44	オリゴガラクチュロン酸	
45	γ -オリザノール	
46	オレガノ抽出物	
47	オレンジ色素	
48	海藻灰抽出物	
49	カオリン	
51	カキ色素	
52	花こう斑岩	
53	カシアガム	
58	カテキン	
61	カラギナン	ユーケマ藻末
66	カラメルII	
71	カルボキシペプチダーゼ	
74	カワラヨモギ抽出物	
76	カンゾウ油性抽出物	
82	キチン	
84	キトサン	
85	キナ抽出物	
86	キハダ抽出物	
87	魚鱗箔	
89	金	
90	銀	
92	グァーガム酵素分解物	
93	グアヤク脂	
94	グアヤク樹脂	
95	クエルセチン	
99	グッタハンカン	
100	グッタベルカ	
101	クリストバル石	
104	グルコサミン	
108	α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビオール配糖体
113	グレープフルーツ種子抽出物	

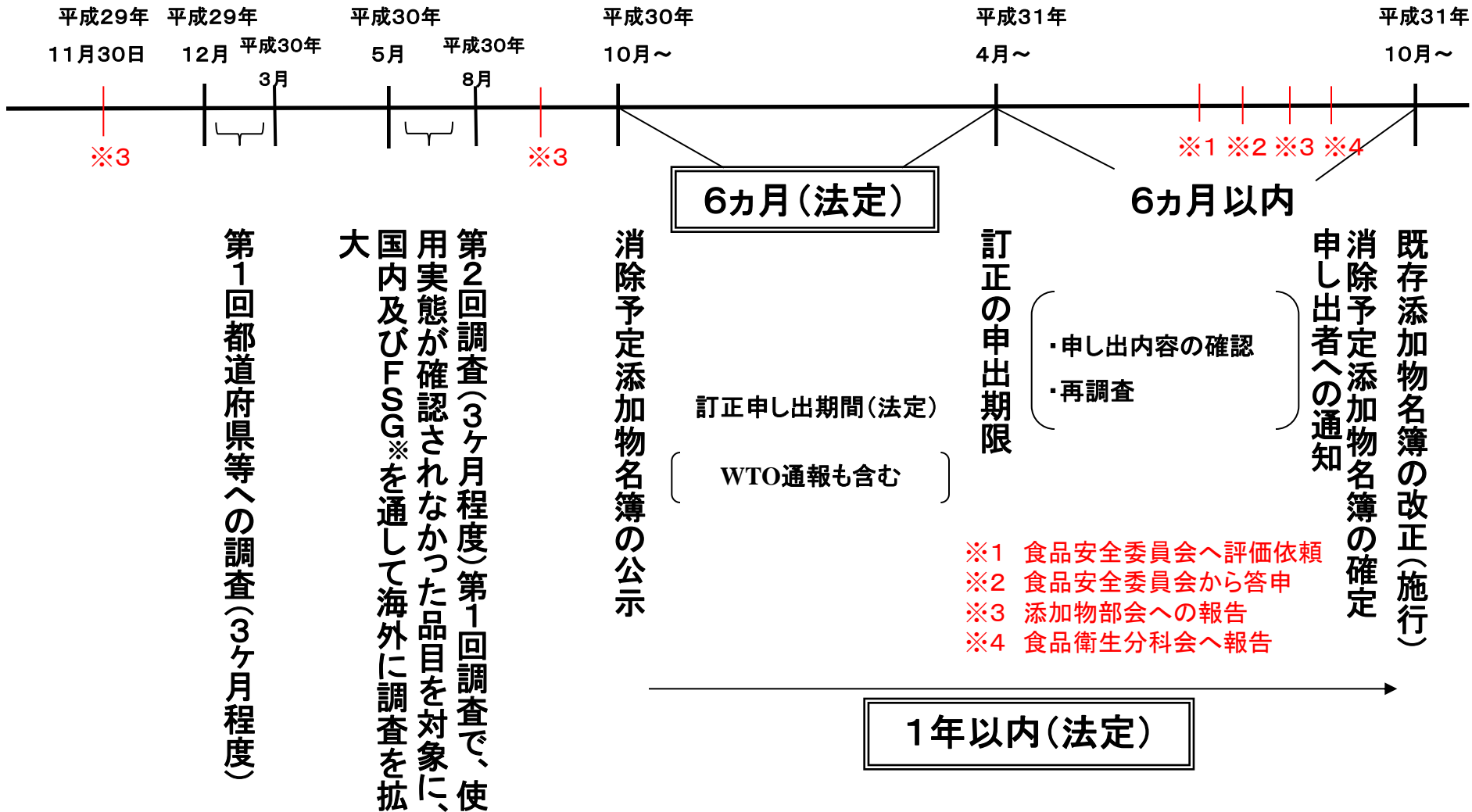
※ 「対象」欄に記載があるものは、「対象」に該当するもののみが消除候補である。

既存添加物名簿番号	名称	対象※
114	クーロー色素	
115	クローブ抽出物	
116	クロロフィリン	
118	くん液	木酢液、リキッドスモーク
120	ゲンチアナ抽出物	
121	高級脂肪酸	
122	香辛料抽出物	
124	酵素処理ナリンジン	
127	酵素処理レシチン	
128	酵素分解カンゾウ	
129	酵素分解リンゴ抽出物	
135	骨炭色素	
136	ゴマ油不けん化物	
137	ゴマ柄灰抽出物	
138	ゴム	
139	ゴム分解樹脂	
140	コメヌカ油抽出物	
141	コメヌカ酵素分解物	
142	コメヌカロウ	
144	サトウキビロウ	
145	サバクヨモギシードガム	
148	酸素	
149	シアナット色素	
151	シェラック	
152	シェラックロウ	
154	ジェルトン	
158	シソ抽出物	
159	シタン色素	
161	ジャマイカカシミア抽出物	
162	ショウガ抽出物	
163	焼成カルシウム	うに殻焼成カルシウム、造礁サンゴ焼成カルシウム、乳清焼成カルシウム
165	植物炭末色素	
168	水素	
169	ステビア抽出物	ステビオール配糖体
170	ステビア末	
172	スフィンゴ脂質	
173	生石灰	
174	精油除去ウイキョウ抽出物	
175	セイヨウワサビ抽出物	
176	ゼイン	
177	ゼオライト	
178	セージ抽出物	
179	セピオライト	
182	粗製海水塩化カリウム	
184	ソバ柄灰抽出物	
185	ソルバ	
186	ソルビンハ	
187	ダイズサポニン	
195	胆汁末	
196	単糖・アミノ酸複合物	
198	タンニン（抽出物）	柿タンニン、ミモザタンニン
199	チクル	
200	窒素	
201	チャ乾留物	
202	チャ抽出物	
203	チルテ	
205	ツヌー	

既存添加物名簿番号	名称	対象※
206	ツヤプリシン（抽出物）	
208	低分子ゴム	
209	テオブロミン	
212	鉄	
214	銅	
216	トウガラシ水性抽出物	
217	動物性ステロール	
226	トリプシン	
227	トレハロース	
228	トレハロースホスホリラーゼ	
229	トロロアオイ	
231	ナフサ	
232	生コーヒー豆抽出物	
235	ニガークッタ	
236	ニガヨモギ抽出物	
237	ニッケル	
239	ばい煎コメヌカ抽出物	
240	ばい煎ダイズ抽出物	
241	パーオキシダーゼ	
242	白金	
246	パラジウム	
247	パラフィンワックス	
249	ヒアルロン酸	
254	L-ヒドロキシプロリン	
255	ヒマワリ種子抽出物	
256	ひる石	
257	ファーセララン	
258	ファフィア色素	
259	フィシン	
262	フィチン（抽出物）	
263	フェリチン	
265	フクロノリ抽出物	
266	ブタン	
268	ブドウ果皮抽出物	
270	ブラジルカンゾウ抽出物	
275	プロパン	
276	プロポリス抽出物	
278	L-プロリン	L-プロリン液
281	粉末モミガラ	
282	ペカンナッツ色素	
287	ヘゴ・イチヨウ抽出物	
295	ベネズエラチクル	
297	ヘブタン	
302	ヘリウム	
306	没食子酸	
307	ホホバロウ	
311	マクロホモプシスガム	
312	マスチック	
313	マッサランドバチョコレート	
314	マッサランドババラタ	
316	マルトースホスホリラーゼ	
318	未焼成カルシウム	貝殻未焼成カルシウム、骨未焼成カルシウム、真珠層未焼成カルシウム、卵殻未焼成カルシウム
321	ミルラ	
324	ムラサキヤマイモ色素	
325	ムラミダーゼ	
326	メナキノン（抽出物）	
327	メバロン酸	

既存添加物名簿番号	名称	対象※
328	メラロイカ精油	
329	モウソウチク乾留物	
330	モウソウチク抽出物	
331	木材チップ	
332	木炭	
333	モクロウ	
334	木灰	
335	木灰抽出物	
336	モモ樹脂	
343	ラノリン	
344	ラムザンガム	
346	卵黄レシチン	
347	L-リシン	L-リシン、L-リシン液
350	リポキシゲナーゼ	
352	流動パラフィン	
353	リンターセルローズ	
355	ルチン（抽出物）	アズキ全草抽出物、ソバ全草抽出物
356	ルテニウム	
357	レイシ抽出物	
358	レッチュデバカ	
359	レバン	
362	ログウッド色素	
363	ロシディンハ	
364	ロシン	
365	ローズマリー抽出物	

使用実態のない既存添加物の消除の流れについて



※ FSG(Food Safety Group):日本の食品衛生法に係る改正内容について、主に対日輸出国向けに事前に情報提供を行うことで、貿易摩擦の軽減や大使館との交流の促進など食品輸入の円滑化を図る。